
プロジェクト リース

項目 第 512 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 512 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

他の会計基準等との関係

（適用範囲）

2. 事務局提案に賛成する。現行の企業会計基準第 13 号等のもとでオンバランスしていると考えられる取引（リース業においてリース会社がサプライヤーからソフトウェアの使用許諾を受けユーザーに再許諾する契約）については強制適用とすることが考えられる一方、ソフトウェアについて取引を線引きすることは困難であると考えられることから、すべての無形固定資産について任意適用とする取り扱いは妥当と考えられる。また、本会計基準案等において無形固定資産のリースに本会計基準案等が任意適用となることにより、オンバランスしていた資産がオフバランスとなることには懸念があるため、無形固定資産のリースを任意適用とした経緯を結論の背景に記載しておくべきと考える。

リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し

（全体に対する意見）

3. 事務局提案に賛成する。

（購入オプションの行使可能性の見直しの実施時期）

4. 事務局提案に賛成する。ただし、購入オプションの記載が本適用指針案の本文であることから、記載場所については本適用指針案の結論の背景にすべきと考える。また、残価保証の見直しについても、購入オプションと同様に重要な事象及び重要な状況が生じた時にリース負債を見直すことが分かるように記載すべきと考える。

（リース負債の修正による減少額が使用権資産の帳簿価額を上回る場合についての取扱い）

5. 事務局提案に賛成する。リース負債の調整減額が使用権資産の帳簿価額を上回るケースがどの程度生じ得るのかについては、稀とまでは言えないもののあまり多くは生じないと考えられること、また損益に計上する以外の方法は基本的に考えられないことから、適用指針本文に記載する程の重要性はないと考える。

(リースの契約条件の変更が生じた場合のリース負債の見直し等を求めるべきではない等)

6. 本会計基準案第40項におけるリース負債の見直しについて、契約期限の直前に延長オプションが行使された場合には新たな独立したリースとして取扱うことを認めてもよいのではないかと考える。

コメント対応表（質問15）

(全体に対する意見)

7. 事務局提案に賛成する。

(コメント15-5)

8. 事務局提案に賛成するが、本公開草案から変更しない理由としては「短期リースに関する簡便的な取扱いとの衡平から支障はない」という理由のみではなく、本適用指針案BC70項に記載されている再リースの特徴等も踏まえて記載を追加することが適切と考える。

(コメント15-8)

9. 事務局提案に賛成するが、合理的に確実な期間を見積もった結果、使用権資産とリース負債が増加減少するケースもあり得ると考えられるため、「増加減少を繰り返すことにはならないと考えられる」という記載よりも、合理的に確実な期間で見積りがされることにより増加及び減少を繰り返す場合があったとしても有用な情報が開示されることになることを記載すべきである。

以 上